

施術所内容変更届

どんなときに

あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう又は柔道整復を業とする施術所において下記の事項に変更があったとき。

【対象となる変更事項】

- ☐ 開設者の氏名及び住所
- ☐ 施術所名称
- ☐ 業務の種類
- ☐ 従事者
- ☐ 構造設備

いつまでに

変更後 10 日以内。

届出に必要な書類

書類は正副 2 部提出してください。（1 部は保健所提出、1 部は開設者控え）

- ・ **施術所内容変更届**
- ・ 業務に従事する者の変更の場合、新たな従事者の免許証の写し
※免許証の原本を提示すること
- ・ 構造設備の変更の場合、変更前及び変更後の平面図
※平面図には各室の名称、寸法、設備等の位置を記載すること

注意・その他

- ・ 移転等による所在地の変更は「施術所内容変更届」では手続きできません。別様式「**施術所廃止届**」により現行の施術所を廃止し、新たに「**施術所開設届**」を提出いただく必要がありますので、ご注意ください。
- ・ 施術日時を変更する場合、変更届の提出は必要ありませんが、変更内容を下記担当までご連絡ください。